

ることから、機器毎の比較ではなく、本体金額とレンタル基本料金との比率を比較の指標とした。

センター保有機器名	本体金額(円)	1試験時間における減価償却費	1貸付時間	1日(8時間)当りの減価償却費	1週間での減価償却費	本体金額に対する減価償却費
真円度測定機	4,100,000	354円	60分	2,832円	14,160円	0.34%
インピーダンス測定装置	3,860,000	334円	60分	2,672円	13,360円	0.34%
スペクトラムアナライザ*	11,000,000	951円	60分	7,608円	38,040円	0.34%
FFTアナライザ*	3,950,000	341円	60分	2,728円	13,640円	0.34%
デジタル温湿度計	135,000	11円	60分	88円	440円	0.33%

(工業技術総合センター貸付要領(別表)積算明細書より作成)

民間企業の基本料金と同一のテーブルで比較する為、一週間連続して貸付したとすると、「真円度測定装置」については、14,160円/週(354円×480分/60分×5日間/週)、「インピーダンス測定装置」については13,360円/週(334円×480分/60分×5日間/週)であり、本体金額に対する比率はそれぞれ0.35%と民間企業の10分の1以下となっており、利用者の負担はかなり軽く、利用企業は機器利用料の一部を県民の税金により負担を受けているといえ、受益者負担の原則を鑑みれば利用企業と納税者との間に不均衡が生じているといえよう。

これらのことから、貸付料の更なる増額を検討する余地がある。理由として次の2点が挙げられる。

- ④今後、補助金が縮小される傾向にあり、導入機器の減少とそれに基づく貸付サービスの内容の低下(機器更新がなされず分析解析時間が長くなる。新技術獲得によるノウハウの蓄積がなされないなど。)の虞がある。この様な中で、試験研究機器に多額の投資資金を投入できない中小企業の利益を擁護し県内企業の発展に寄与するためには、自主財源の確保が必要であり、貸付料の増額が必要である。長野県としてセンターの存続が無ければ、「依頼試験」や「施設利用」の事業は存続できないことから、貸付料の増額は結果として県民益に反しない。
- ⑤民間より低い金額で貸出す財源として県民からの税収が使われているが、営利を目的とする法人たる民間企業等の便宜のために利用されていることは否定できない。県内の中小の製造業の発展により雇用拡大、税収伸長、有効需要の拡大などが予想され、これによって県民益が生じることになるが飽くまで副次的であり、かつ、効果において不確定要素が大きい。従って、税負担等の公平性、受益者負担の面からも貸付料の増額は矛盾しないと思われる。

## 7. 依頼試験手数料の妥当性について

### (1)概況

依頼試験手数料については「長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則」及び「長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例」により規定されている。そこに規定されている依頼試験手数料の根拠としては「工業技術総合センター試験手数料の額を定める規

則(別表)積算計算書」が作成されている。

同積算計算書においては機器毎の関与 person 費・消費材料費・消費光熱水費・機器減価償却費・保守委託料を算定し、その合算をもって依頼試験手数料としている。

## (2) 監査手続

上記 3 資料の相互間の整合性をチェックするとともに、「工業技術総合センター試験手数料の額を定める規則(別表)積算計算書」で依頼試験手数料の算定内容を検証した。その方法は「6. 機器貸付料の妥当性」と同様である。

## (3) 意見

資料間は整合的であり、特に問題はなかった。

手数料については「6. 機器貸付料の妥当性」と同様に妥当の結論であり、増額を検討する余地がある。また、企業の求めに応じて試験実施の証明書を発行しているが、現状では無料であり、これについては、発行手数料の収受を検討する必要がある。

## 8. 設備利用の状況について

### (1) 概況

時系列による設備利用状況

(件)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
件数	13,366	13,801	18,204	16,940	20,186

部門毎の施設・設備利用実績の3期分比較

(件)

部門	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
材料(長野)	1,630	2,041	2,495
精密(岡谷)	8,088	6,791	8,166
情報(松本)	7,298	6,485	7,428
食品(長野)	1,188	1,623	2,097
合計	18,204	16,940	20,186

上図の如く、年々設備機器の利用件数は増加しており、県内企業からの期待の高さが伺われる。センターでは試験機として多数の企業から必要とされる設備機器を導入し、導入後も有効に使われていることが導入時の前提である。利用件数が着実に増加しているけれど、4 部門で偏りがいか、機械の区分ごとに偏りがいかをチェックしておくことで有用な情報を得ることが出来る。

### (2) 監査手続

設備機器をセンターで如何に有効利用しているか、導入が無駄になっていなかったかといった観点からの指標の一つとして、設備利用の状況を時系列で分析した。さらに機器毎の使用累計時間による分析を行い、機器の有効利用の度合いを検討した。

### (3) 意見

4つの部門に際立った偏りは見られず、バランスよく企業のニーズを捉えた設備機器が導入されていると推測できる。

ところが、一点別の機器毎の利用実績に偏りがあるかどうかをチェックしたところ、図表 2 の如く機器によって使用頻度に大きなバラツキが見られた。

即ち、平成 10 年度導入の「ワイヤレスインターネット実験・評価装置」は取得価額 30,345 千円であるが導入から平成 17 年までの使用累計時間は 43,339 時間であり、単純に取得価額を使用累計時間で割ると一時間あたりのコストが 700 円となっているが、反対に「制御モデルシミュレーション装置」は取得価額が 32,025 千円であり、導入から平成 17 年度までの使用累計時間は 696 時間しかないため、単純に取得価額を使用累計時間で割った一時間あたりのコストが 46,013 円にもなっている。

これは、導入時(平成 10 年)から整備機器事業が開始され、その当初は研究指向型であり先導的  
共同研究により技術力アップをめざしていたため、利用実施見込を度外視していたことによる。今後は、各種補助金が縮小傾向になる中で、公益に資する設備機器導入を行うために、高額な機器の導入の検討の際には、様々な企業に広く利用予定の有無などのヒアリングを実施し、センター全体での必要性を検討してゆくことが望まれる。

次ページ(図表2)参照

(図表2) ・利用時間、利用企業は「集積活性化補助金により整備された機器(別表)」より転記した。

・取得価額は「工業関係試験場設備整備事業(平成10年～平成14年実績)」より転記した。

整備事業名	事業年度	機器名	部門	(単位:千円)											(単位:千円)	
				取得価額(a)	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	計(b)	(a)/(b)		
地域産業集積活性化 対策事業費補助事業	H10	制御モデルシミュレーション装置	情報技術	32,025	延べ利用時間	30	60	38	268	161	99	40	0	696	46.013	
					利用企業	3	12	4	4	1	0	0	0	24		
"	H10	ワイヤレスインターネット実験・評価装置	情報技術	30,345	延べ利用時間	12	11	10	9,192	9,000	8,356	8,742	8,016	43,339	0.700	
					利用企業	4	5	1	1	2	0	0	0	13		
"	H10	分析透過電子顕微鏡	材料技術	149,814	延べ利用時間	6	206	272	730	832	719	559	562	3,886	38.552	
					利用企業	2	3	5	7	12	3	11	12	55		
"	H10	極微小領域解析装置	精密・電子	101,640	延べ利用時間	55	1,098	2,343	2,948	3,183	4,478	2,824	2,757	19,686	5.163	
					利用企業	7	83	96	83	132	137	139	140	817		
"	H11	極表面複合分析装置	精密・電子	127,365	延べ利用時間	-	-	925	1,936	2,145	2,320	2,842	3,305	13,473	9.453	
					利用企業			24	36	47	97	53	41	298		
"	H11	超精密マイクロ加工機	精密・電子	96,295	延べ利用時間	-	-	213	645	824	1,010	384	260	3,336	28.865	
					利用企業			60	32	23	28	18	44	205		

## 9. 非正規職員の管理等

### (1) 概況

民間企業であるか公的機関であるかにかかわらず、一般に、正規職員に比して非正規職員は採用から勤怠管理、退職までの手続きが厳格でない場合がある。そこで、非正規職員の管理の概況を質問した。

採用：現場からの採用要望の申請は、各部門からボトムアップで予算に入れる。特に採用担当等がいるわけではなく各チームのリーダーや事務職員が残業の増加状況や依頼試験の増加状況に基づき部門長に要請している。募集はハローワークによる。必ずしも OB を採用するわけではない。年齢的には 60 歳前後が多い。

雇用形態：月 20 日勤務が原則である。勤務時間は常勤と同じ。時間単価は県内同一。一年毎に更新、最長 5 年間である。待遇については、一日あたり 7,525 円であり、作業内容は主に試料調整、薬品処理、洗浄であり、特に危険な作業は含まれず、県内の雇用の相場は自給 800 円～1,000 円であるため、民間に比して特に待遇の有利・不利はない。

### (2) 監査手続

出勤時間の架空申告の防止等のために出勤管理の体制を質問し、関連書類の閲覧をした。

### (3) 意見

「出勤表(出面表)」を閲覧し、出席日毎に本人印と係員印の押印がなされていることを確認したが、上席者の承認の証跡は見られない。担当者一人で業務を完結するのではなく、一ヶ月集計後の出勤日に対する承認として上席者が承認印を押すことが望ましい。

## 10. センターの研究員の採用について

### (1) 概況

採用は県によるためセンター独自に採用をすることは無い。人事課に必要人数を提出するが必ずしも研究員が補充されるわけではない。退職者が出た場合はその人に近い分野の採用希望を提出する。平成 17 年 4 月よりヒト・モノの効率的利用のため 4 部門を統合しセンター化され、部門間をまたぐ連携が実施し易くなった。

### (2) 監査手続

担当者に質問し、センターでの採用方針を聴取した。

### (3) 意見

県はセンターからの補充人員要望を汲み取る必要があり、幅広い技術課題に対応するため、また、各分野の産業に等しくサービスを提供するため、専門研究員も分野を広く採用・配置することが望まれる。

## 11. 企業訪問実績の管理について

### (1) 概況

職員による企業訪問が年間 200 社ある。職員が製造現場に直接訪問し現場の加工状態や加工機・材料の管理方法などのアドバイスをする。

### (2) 監査手続

企業訪問に関する情報をセンター内で共有し利用企業のニーズを的確に捉えるため、また、訪問実績の管理をするための方策を質問及び「巡回技術相談希望調査書」、「巡回技術相談実施伺い簿」、「巡回技術相談報告書」、「巡回技術相談報告伺い簿」の通査により検証した。

### (3) 意見

「巡回技術相談報告書」には、企業訪問に際しての訪問先企業の概要、技術上の問題点、助言内容などが詳細に記載され、また、実施前と実施後には「巡回技術相談実施伺い簿」と「巡回技術相談報告伺い簿」の文書上で部門長も含めた承認手続きがなされており、センター外部におけるサービス提供手続においても管理水準が維持されているといえ問題は無かった。

## 12. 受託研究に関して依頼企業との間の法的安定性について

### (1) 概況

平成 17 年度の「受託研究」は材料技術部門で 17 件、精密・電子技術部門で 12 件、情報技術部門で 5 件、食品技術部門で 10 件進捗しており、特別研究への補助金が減少するなか、先端技術の獲得・蓄積のためにも、また、研究用資金の獲得のためにも注目される分野である。「受託研究」に関しては、センターと依頼企業との間で研究内容、共同研究分担や委託費等を規定するため「受託研究契約書」が締約される。

### (2) 監査手続

研究実施時の守秘義務や研究の成果の帰属などに法的問題が生じる虞があるため、センターと依頼企業との間の法的安定性が担保されているかを質問と「受託研究契約書」の閲覧により検証した。

### (3) 意見

「受託研究契約書」に明記されていないものの、不都合が生じた場合には契約書の別途協議条項「第 12 条(協議等の決定)」で対応するとのことである。万が一、試験内容や研究内容に誤謬があった場合のセンターと企業側との責任の負担関係を質問したところ、過去にそのようなケースは無かったとのことであるが、2 週間に 1 回の頻度でセンター経営委員会が開催されるため、個々の企業と交わされる契約内容は議題に諮られている。今回は特に問題は認められない。

### 13. 特許権とセンターとの係わりについて

#### (1) 概況

特許出願の部門別年間件数(5期分)を下記に示す。(件)

内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	累計
件数	8	3	1	11	6	29
登録	1	4	2	1	0	8
出願中	7	2	1	12	6	28

(登録済及び出願中の数値は「県ホームページの保有特許一覧」「業務報告」とから入手した。)

特許出願後の管理は全て県が行い、特許権収入の收受も県となる。

#### (2) 監査手続

上図の如く、平成 13 年からの累計で登録は 8 件、出願中は 28 件となっている。これが多いか少ないかを一概に論ずることは困難であるが、他府県との比較により長野県の知的財産に対する取組み状況を分析した。

#### (3) 意見

比較にあたり、製造品出荷額が類似している近県として岐阜県を抽出した(長野県 53,318 億円、岐阜県 47,170 億円「統計でみる長野県のすがた 2004」より)。

平成 13 年以降の岐阜県の県有特許は登録 4 件、出願中 7 件となっている(岐阜県産業技術センターのホームページより)。登録、出願数とも長野県のほうが多くなっており活発な研究開発活動が展開されていると推測される。

ただ、知的財産を広く民間企業に利用してもらうことによりロイヤリティー収入が期待されるため、特許申請にも注力し、特許権の有効活用をするほか、その収入を県の経営構造基盤強化に投入してゆくのが理想である。

### 14. 創業支援センターについて

#### (1) 概況

創業支援センターとは、「産業の発展に寄与することを目的として、新製品の開発又は新しい分野への進出をしようとするものに対して必要な支援を行う(長野県組織規則(昭和 44 年 3 月 31 日規則第 16 号)第 163 条)」付置機関である。

主に、創業 5 年未満の企業等に研究開発室・駐車場を 3 年間(最大 5 年間)無償利用してもらい、工業技術総合センターの職員による技術的アドバイスや外部の創業支援スタッフ等が助言を与え、創業のための相談・支援施策紹介を行い、新たな雇用創出及び地域経済の活性化を目的としている。長野市、岡谷市、松本市の 3 箇所にそれぞれ 10 室、11 室、5 室の研究開発室が設置されている。長野は平成 13 年 4 月、岡谷は平成 9 年 4 月、松本は平成 14 年 10 月に開所された新しい施設である。例えば、岡谷は総事業費 2 億 9,000 万円(通産省所管「産業再配置促進施設整備費補助金」活用)の鉄骨 2 階建であり、一部屋あたりの面積は 60 m<sup>2</sup>となっており、起業家の早期自立に対するバックアップ体制は万全である。

①創業支援センターの運用状況

希望企業に過不足なくサービスが提供されていたかの指標として利用するため、過去3年の応募状況(平成18年9月現在)を下に示す。

年度	センター	部屋数	空部屋総数(a)	申込者総数(b)	競争倍率 b/a
平成15年	岡谷	11	1	6	6.0
	長野	10	4	7	1.8
	松本	5	1	2	2.0
平成16年	岡谷	11	2	8	4.0
	長野	10	1	3	3.0
	松本	5	0	-	-
平成17年	岡谷	11	1	2	2.0
	長野	10	8	17	2.1
	松本	5	2	4	2.0

上記の如く、常に満室状態であり空室に対する申込倍率も高く、創業を志す県民からの期待度の高さが伺われる。

②費用負担の状況

長野県創業支援センターは水道光熱費の実費負担のみで原則無料で研究開発室の貸出しをしているが、県内の研究開発型インキュベータは同創業支援センターのほかに5施設あり、そのうち「B.I プラザさかき」と「飯田市環境技術開発センター」は水道光熱費のほか施設管理共益費が自己負担であり、「松本ソフト開発センター」「浅間リサーチ・エクステンション・センター」「長野市ものづくり支援センター」では、そのほかに賃貸料の費用負担を利用企業に課している。